

①提案主体の氏名又は団体名(必須)	③提案名(必須)	④事業の実施場所(任意)	⑤具体的な事業の実施内容(必須)	⑥「⑤」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果(必須)	⑦「⑤」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容(必須)	⑧「⑦」の規制等の根拠法令等(必須)	⑨「⑦」及び「⑧」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容(必須)
大阪市	地域型保育事業の連携施設に係る要件緩和について	大阪市	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援新制度で創設された地域型保育事業については、各園が保育所・幼稚園等を連携施設として確保する義務があり、連携施設の役割も厚生労働省令に規定されている。 地域型保育事業所の努力とともに、本市独自に連携施設への財政支援(交付金制度)を行うなど、連携施設確保を支援しているが、連携施設の役割のうち、特に「代替保育の提供」について、施設側の協力を得ることが困難で、連携施設の確保が進まない大きな原因となっている。 連携施設の代替保育の役割は、地域型保育事業者が代替保育の連携について地域コンソーシアムを構築する、地域型保育所を複数設置する法人が法人内の連携体制を構築するなどカバーが可能。 こうしたことから、厚生労働省令により連携施設の必須の役割とされている「代替保育の提供」について、国家戦略特区制度を活用して、市町村の判断で努力義務とするなど必須の役割からの緩和を可能とするよう求める。 	<ul style="list-style-type: none"> 連携施設の確保については、平成31年度末までは、連携施設がなくても認可できる経過措置期間中だが、このままでは経過措置の終期までに全ての地域型保育事業所が連携施設を確保することは極めて困難。また、連携施設の役割として「代替保育の提供」等が規定されていることで、連携施設確保が困難と考え、地域型保育事業への参入を躊躇する動きさえある。これらのことは、本市をはじめ国・自治体が推進する待機児童解消に支障をきたしている。 連携施設の役割のうち、「代替保育の提供」要件が緩和され、必須の役割でなくなれば、連携施設の確保が進み、待機児童解消に大きく寄与する。ひいては、「未来投資戦略2017」の女性活躍の更なる促進等にも効果が大きい。 	<p>厚生労働省令で、連携施設の必須の役割として3項目が法定されているが、中でも特に「代替保育の提供」については、現場の実状にそぐわず、施設側の協力を得ることが極めて困難で、連携施設の確保を大きく阻害している。</p>	<p>「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」(平成26年4月30日厚生労働省令第61号)第6条(保育所等との連携)第2号「代替保育の提供」</p>	<p>連携施設に必須の役割とされている「代替保育の提供」について、大阪市内において、本市の判断で必須の役割から努力義務へ緩和するなどの要件緩和を可能とするよう求める。</p>